

# 令和 8 年度

## 総会議案書

とき : 令和 8 年 4 月 18 日 (土) 午前 10 時から

ところ : とかち館1階 玉葉の間 (西 7 条南 6 丁目)

### 帯広市町内会連合会

## 次 第

- 帯広市民憲章朗唱
- 帯広市長感謝状贈呈
- 帯広市町内会連合会会長表彰状贈呈
- 町内会だよりコンクール表彰状贈呈

- 
- 
- 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 来賓挨拶
  - 4 議長選出
  - 5 議事

議案第1号	令和7年度事業報告	2
議案第2号	令和7年度一般会計収支決算書	15
議案第3号	令和7年度特別会計(傷害保険)収支決算書	18
議案第4号	令和7年度特別会計(コミュニティ)収支決算書	19
議案第5号	会計監査報告	20
議案第6号	令和8年度事業計画(案)	21
議案第7号	令和8年度一般会計収支予算書(案)	29
議案第8号	令和8年度特別会計(傷害保険)収支予算書(案)	32
議案第9号	令和8年度特別会計(コミュニティ)収支予算書(案)	33
6 理事承認	令和7,8年度帯広市町内会連合会 地区連町別理事名簿	34
7 役員改選	令和8年度 役員選考 結果	36
8 その他		
9 議長退任		
10 閉会		
	(参考)	
	理事選出・会費・保険料一覧表	37
	帯広市町内会連合会会則等	38
	組織図	52
	町内会活動中傷害保険手引き	54
	第35回町内会だよりコンクール	61

## 令和 7 年度事業報告

## 1 主な事業(防災事業・環境衛生部会は除く)

日時	事業名	内容
4月2日	第34回 町内会だよりコンクール 審査会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募数 14 作品</li> <li>・審査員 8 名</li> </ul> 北海道新聞社、十勝毎日新聞社、帯広市広報広聴課、市町連担当副会長、広報・コミュニティ委員長、広報・コミュニティ副委員長 2 名、市町連事務局長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最優秀賞 青葉町内会</li> </ul> 於:市役所 第3会議室
4月3日	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町連一般会計、特別会計等の監査</li> </ul> 於:市役所 コミュニティルーム
4月19日	令和7年度定期総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告及び各会計決算報告</li> <li>・会計監査報告</li> <li>・令和7年度事業計画(案)及び各会計予算(案)</li> </ul> 於:とちかち館玉葉の間 参加者:延べ106名(来賓4名) <功労者表彰の実施> 町内会長に対する市長感謝状贈呈:14名 町内会役員永年功績者表彰:84名
5月31日	道町連共済加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町連理事(62名)を対象に共済に加入</li> </ul>
6月1日	町内会活動中 傷害保険契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先:Chubb(チャブ)損害保険株式会社</li> <li>・保険料:2,637,990円</li> </ul>
6月3日	全道町内会 活動研究大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「楽しく歩いて、みんな元気！ 『地域で支える健康づくり・フレイル予防』</li> </ul> 講師 武井 正子 氏(順天堂大学 名誉教授) 於:北海道立道民活動センターかでの 2.7 参加者:古澤会長 事務局
6月4日	北海道町内会連合会 令和7年度総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告・収支決算報告・監査報告</li> <li>・令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)</li> <li>・役員の改選について</li> </ul> 於:北海道立道民活動センターかでの 2.7 参加者:古澤会長、事務局

日時	事業名	内容
6月13日	啓発看板の斡旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の飛び出し注意、車の一時停止、ペットの適正飼育等、17種類の看板を斡旋</li> <li>・申込み町内会数:2町内会</li> <li>・斡旋看板数:6枚</li> </ul>
6月30日	令和7年度 十勝地区 町内会連絡協議会 総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告及び会計決算報告、監査報告</li> <li>・令和7年度事業計画(案)及び予算(案)</li> <li>・役員改選</li> </ul> 於:市役所 第5A会議室 参加者:古澤前会長 三品副会長、事務局
7月31日	町内会長研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長の役割、帯広市町内会連合会について</li> <li>・ICTを活用した町内会の運営事例</li> </ul> 於:市役所 第5AB会議室 参加者:33名
8月7日	コミュニティ研修会 (兼 市町連理事の施設見学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修先</li> </ul> 新得町役場 新得駅前地域交流センター「とくとく」 参加者:21名
8月4日	「ひとりの不幸もみがさない住みよいまちづくり全道運動」(道町連)への参加	緑南町内会
9月3日	地区連合町内会長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持管理、ごみステーションの維持管理について市担当部局(みどりの課、清掃事業課)と意見交換</li> <li>・地区連合町内会の活動状況と課題について意見交換</li> </ul> 於:ソネビル 講習会室 参加者:25名
9月18日	市町連だより 第95号の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,400部印刷</li> <li>・班回覧</li> </ul>
10月11日	社協フェスタ2025	・谷口副会長が来賓として表彰式に参加

日時	事業名	内容
10月23日	令和7年度 北海道町内会連合会 ブロック別町内会 活動研究大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「厳しさを増す災害に向かい合う ～今求められる主体的な自助・共助～」 講師 片田 敏孝 氏 (東京大学大学院情報学環特任教授)</li> <li>・分科会 第一分科会「町内会の福祉活動について考える」 第二分科会「町内会の防災について考える」 第三分科会「町内会の育成について考える」</li> </ul> 於:とがちプラザ 参加者:150名
11月14日	地域福祉活動 研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「シニアが輝く地域の魅力 ～仲間づくり・居場所づくり・役割づくりから～」 講師 認定NPO法人 シーズネット 理事長 奥田 龍人 氏</li> <li>・事例発表 発表者 協和町内会 井上 憲二 会長 大空町連合自治会 西島 寛 会長</li> </ul> 於:帯広市グリーンプラザ 集会室 AB 参加者:88名
12月12日	啓発看板の斡旋 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の飛び出し注意、車の一時停止、ペットの適正飼育等、17種類の看板を斡旋</li> <li>・申込町内会数:2町内会</li> <li>・斡旋看板数:9枚</li> </ul>
12月17日	コミュニティ講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座「町内会のためのLINE教室」 講師 河村 知明 氏 (デジタルグラフィックス株式会社代表取締役)</li> </ul> 於:ソネビル 講習会室 参加者:26名
1月11日	令和8年新年交礼会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民憲章唱和、来賓祝辞ほか、アトラクションを実施</li> <li>・アトラクション 十勝マジック愛好会によるマジック披露</li> </ul> 於:とがち館 玉葉の間 参加者:85名
3月14日	市町連だより 第96号の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,400部印刷</li> <li>・班回覧</li> </ul>

## 2 理事会・委員会の開催状況

会議名	開催日	会場	内容
理事会	7月2日	書面開催	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和7年度事業について ・委員会構成、副会長の担当委員会について
	8月21日	書面開催	<議題> ・会長の選任について
	11月7日	書面開催	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・今後の事業について
	3月25日	第5AB 会議室	<議題> ・令和8年度総会について ・主な来年度事業について
三役会	6月10日	ソネビル 講習会室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・各委員会での検討事項について ・定期総会での意見について
	11月19日	第5B 会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・各委員会での検討事項等について
	2月18日	第2会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和8年度事業について
	3月17日	第5A 会議室	<議題> ・令和8年度総会について

会議名	開催日	会場	内容
総務 委員会	6月2日	第3会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和7年度事業について
	11月7日	書面開催	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・今後の事業について
	2月12日	ソネビル 講習会室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和8年度事業について
広報・ コミュニ ティ 委員会	6月5日	第3会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和7年度事業について
	10月6日	第3会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・今後の事業について
	2月13日	ソネビル 講習会室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和8年度事業について
事業・ 防災 委員会	6月4日	第2会議室	<議題> ・令和7年度事業について
	9月26日	第5B 会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・今後の事業について
	2月10日	第2会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和8年度事業について

会議名	開催日	会場	内容
福祉 委員会	5月29日	第3会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和7年度事業について
	10月21日	第2会議室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・今後の事業について
	2月12日	ソネビル 講習会室	<報告> ・これまでの事業について <議題> ・令和8年度事業について

## 令和7年度 防災事業報告

### 1 防災セミナーの開催

市民の防災意識の高揚を図るため、消防庁の防災意識向上プロジェクトによる講師派遣制度を利用し、被災の経験から自主防災会を立ち上げ、自主防災組織として様々な取り組みを行った経験をもつ語り部による防災セミナーを開催した。

- 日 時：7月29日（火） 18：30～20：00
- 会 場：とがちプラザ 2階 レインボーホール
- 講 師：三重県紀宝町 津本地区自主防災会 大峪 やす子 氏
- 内 容：紀伊半島大水害から立ち上がった津本地区自主防災会の取組
- 参加者数：87名

### 2 防災研修会の開催

十勝ふるさと市町村圏帯広ブロック実行委員会、とがち防災研修実行委員会との共催による広域連携事業により、参加対象を十勝全域、防災に関心のある方へ拡充し、外部講師による防災研修会を開催した。

- 日 時：12月18日（木） 18：30～20：00
- 対 象：十勝に居住する、地域の防災に関心のある方
- 会 場：とがちプラザ 2階 視聴覚室
- 講 師：日本風呂敷文化協会 代表 横山 芳江 氏
- 内 容：災害時に役立つ防災風呂敷の使い方
- 参加者数：53名

### 3 研修講師派遣

町内会の防災研修会等に講師を派遣することにより、防災組織の結成、育成を推進する。

- 派遣講師：村田 真弓 氏、佐藤 悦弘 氏、携帯キャリア事業者
- 講師派遣回数：28回

### 4 自主防災活動等助成事業の継続実施

自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織の立ち上げに係る費用、自主防災組織が実施する研修会や防災訓練等に要する費用を助成する。

- 助成対象：自主防災組織を結成する地区連合町内会、単位町内会
- 助 成 費：1町内会上限15,000円（予算枠50件、75万円）
- 決定件数：地区連合町内会5件、単位町内会30件、計35件
- 交付件数：地区連合町内会5件、単位町内会30件、計35件

## 5 啓発推進事業

- 防災グッズ等の貸し出し
  - ・防災グッズ一式 5団体
- 「防災だより」の発行（各町内会に班回覧分を送付）
  - ・第1号 9月18日発行「雪や寒さに考慮した冬の防災対策」（市町連だより95号）
  - ・第2号 3月27日発行「町内会で取り組める防災活動！」（市町連だより96号）

令和7年度 環境衛生部会 事業報告

実施(予定)日	会場・場所	事業名	内 容
通年	地域の取組み	ごみ減量・リサイクル等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等、地域での資源回収を推進している。</li> <li>・廃てんぷら油の回収・再生(BDF化)事業を推進した。</li> </ul>
通年	地域の取組み	空地の草刈り奨励運動	地域の環境衛生、野火等の火災防止の観点から、地域への働きかけや状況の把握などを行った。
5月～10月	地域の取組み	地域清掃活動	5月から10月を定期清掃月間とし、地域(各町内会等)において清掃活動を行った。
5月11日(日)	市内河川	全市一斉河川清掃	<p>河川の一斉清掃を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加連合町内会等に、前年度3月にゴミ袋を配布</li> <li>・参加人数 : 2,106人</li> <li>・ゴミ収集量 : 7,094kg</li> <li>・実施9河川 : 帯広川、ウツベツ川、売買川、伏古別川、柏林台川、ヌップク川、機関庫の川、大成川、つつじ川</li> </ul>
5月26日(月)～ 5月30日(金)	各(連合)町内会等	「花を咲かせ、地域を咲かせよう」花苗共同購入事業	<p>共同購入(幹旋)花苗を配布した。</p> <p>助成率 : 3割5分                      幹旋総本数 : 8,769本                      幹旋箇所 : 25(連合)町内会</p>
6月2日(月)	6階会議室	第1回環境衛生部会役員会	令和6年度事業報告・収支決算報告について 令和7年度事業計画・収支予算について 今後の環境衛生部会における取組方針について ほか
6月25日(水)	書面開催	第1回環境衛生部会	令和6年度事業報告・収支決算報告について 令和7年度事業計画・収支予算について ほか

実施(予定)日	会場・場所	事業名	内 容
11月19日 (水)	書面開催	第2回環境衛生部会 役員会	令和7年度事業実施状況・今後の予定について 令和7年度全市一斉河川清掃について 令和8年度事業計画について(概要) 令和8年度全市一斉河川清掃について 令和8年度花苗共同購入について
11月26日 (水)	書面開催	第2回環境衛生部会	令和7年度事業実施状況・今後の予定について 令和7年度全市一斉河川清掃について 令和8年度事業計画について(概要) 令和8年度全市一斉河川清掃について 令和8年度花苗共同購入について
希望調査11月 申込締切1月	各(連合)町内会	「花を咲かせ、 地域を咲かせよう」 花苗共同購入事業 (次年度分 希望調査)	次年度に、連合町内会や町内会が花壇造成や地 域の植栽用に購入を希望する花苗の種類と本 数を調査するとともに、助成割合を決定。
12月～3月	各(連合)町内会	地域保健衛生等に関 する啓発看板の斡旋	ペット適正飼育やポイ捨て防止などの啓発看 板を斡旋する。
2月25日 (水)	6階会議室	第3回環境衛生部会 役員会	令和7年度事業報告(見込)について 令和8年度事業計画(案)について 役員改選について ほか
3月16日 (月)	第2会議室	第3回環境衛生部会	令和7年度事業報告(見込)について 令和8年度事業計画(案)について 清掃用のゴミ袋配布 ほか
随時	—	各種講座研修会等 の実施・参加	町内会等地域又は役員を対象とした各種普及 啓発講座の実施や参加。

## 令和7年度町内会活動中傷害保険事故発生及び支払状況

No	発生年月日	補償分類	行事名	診断名	治療の内訳
	令和7年1月12日	傷害	町内会総会	右腕脱臼	通院 日 84,000 円
	令和7年2月4日	傷害	町内会回覧	左大腿骨 左手首骨折	通院 日 166,000 円
1	令和7年4月24日	傷害	町内会回覧	左足かかと骨折	通院 日 86,000 円
2	令和7年5月18日	賠償	町内会草刈機事故	風除室ガラス 破損	修理 日 14,300 円
3	令和7年6月6日	傷害	パークゴルフ	右手首骨折	入院 通院 日 108,000 円
4	令和7年7月13日	傷害	親睦活動	左手首剥離骨折	入院 通院 日 10,000 円
5	令和7年8月3日	傷害	町内会草刈機事故	車後部破損	修理 日 228,550 円
6	令和7年9月21日	賠償	町内会草刈機事故	サイドガラス破損	修理 日 270,934 円
7	令和7年10月19日	傷害	落ち葉拾い	眉間切創	通院 日 12,000 円

適用件数 7 件

保険金支払い額 979,784 円



## 令和7年度決算報告 総括表

### 第2号 <一般会計 収支決算書>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
会費	586,900	事務費	570,362	
事業収入	1,100,645	事業費	3,716,657	
繰越金	153,686	予備費	0	
補助金	2,291,740			
繰入金	261,000			
雑収入	12,552			
合計	4,406,523	合計	4,287,019	

**【収入総額】**                      **【支出総額】**                      **【差引残額】**  
 4,406,523      -                      4,287,019      =                      119,504 円

### 第3号 <特別会計 傷害保険会計 収支決算書>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
保険料	1,392,000	通信費	880	
補助金	1,230,000	保険料	2,637,990	
繰越金	0	予備費	0	
雑収入	606			
繰入金	16,264			
合計	2,638,870	合計	2,638,870	

**【収入総額】**                      **【支出総額】**                      **【差引残額】**  
 2,638,870      -                      2,638,870      =                      0 円

### 第4号 <特別会計 コミュニティ会計 収支決算書>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
事業収入	67,950	事務費	0	
繰越金	157,554	通信費	440	
雑収入	287	事業費	86,773	
		繰出金	0	
合計	225,791	合計	87,213	

**【収入総額】**                      **【支出総額】**                      **【差引残額】**  
 225,791      -                      87,213      =                      138,578 円

## 令和7年度一般会計 収支決算書

## 【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
会 費	606,600	586,900	△ 19,700	@ 500 円× 242 = 121,000 @ 700 円× 143 = 100,100 @1,000 円× 109 = 109,000 @1,200 円× 52 = 62,400 @1,500 円× 80 = 120,000 @1,700 円× 34 = 57,800 川西大正連町分(単位町内会63) 16,100 計 723 町内会 過年度分 1 件 500
事業収入	1,173,645	1,100,645	△ 73,000	市町連だより広告料 広告社 15社×20,000円= 300,000 新年交礼会会券 79名×3,000円= 237,000 町内会宛文書他団体負担分 0 十勝地区町内会連絡協議会 30,000 花苗共同購入代金(幹旋事業・環境) 533,645
繰越金	153,686	153,686	0	令和6年度から繰越 153,686
補助金	2,630,000	2,291,740	△ 338,260	帯広市 2,261,740 (一般等 560,000円、環境衛生部会 700,000円、 防災事業 1,001,740円) 道町連事業補助金 30,000
繰入金	261,000	261,000	0	積立金からの繰入 261,000
雑収入	2,069	12,552	10,483	預金利息等 2,552 道町連香典 10,000
合 計	4,827,000	4,406,523	△ 420,477	

## 【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事務費	666,000	570,362	△ 95,638	
消耗品費	50,000	29,043	△ 20,957	事務用品等 29,043
印刷費	65,000	59,378	△ 5,622	納付書印刷 34,760 封筒印刷等 24,618
通信費	170,000	118,836	△ 51,164	郵便切手等 118,836
会議費	180,000	157,939	△ 22,061	総会費 151,419 委員会費等 6,520
負担金	176,000	168,666	△ 7,334	北海道町内会連合会会費 64,900 帯広観光コンベンション協会 5,000 あしたの日本を創る協会 5,000 振込負担金 93,766
雑支出	25,000	36,500	11,500	電報代等 36,500
事業費	4,151,000	3,716,657	△ 434,343	
啓発推進費	745,000	839,336	94,336	市町連だより発行(第95号・96号) 492,695 町内会だよりコンクール 38,560 加入促進啓発事業 308,081
交流事業費	441,000	346,256	△ 94,744	新年交礼会 346,256
研修費	441,000	283,783	△ 157,217	北海道町内会連合会事業 30,110 道東ブロック別町内会活動研究大会 69,190 道東都市町内会・自治会連合会連絡会 33,510 コミュニティ研修会・講座 29,520 地区連町地域連携会議 0 地域福祉活動研修会 48,287 町内会長研修会 26,926 道町連事務担当者研修 16,240 道町連活動助成(福祉・防災) 30,000
防災費	1,220,000	1,001,740	△ 218,260	防災セミナー 0 防災研修会講師派遣 270,000 リーダー研修会 97,585 自主防災組織育成事業 584,161 啓発活動推進・振込負担金 49,994
環境衛生費	1,290,000	1,233,142	△ 56,858	消耗品、通信運搬費、会議費、事務費 79,967 環境衛生啓発活動 0 河川・地域清掃活動事業 332,310 花苗共同購入 820,865
役員活動費	14,000	12,400	△ 1,600	道町連共済掛金等 12,400
予備費	10,000	0	△ 10,000	
合計	4,827,000	4,287,019	△ 539,981	

【収入総額】

4,406,523 円-

【支出総額】

4,287,019 =

差引残額 (令和8年度へ繰越し)

119,504円

# 財産目録(令和7年度末)

○帯広市町内会連合会積立金

(単位:円)

7年度当初現在額	7年度中増△減額	7年度末現在額	増△減額内訳	
2,396,439	△ 260,743	2,135,696	繰出金(一般会計)	△261,000
			利息	257

## 令和7年度特別会計(傷害保険) 収支決算書

【収入の部】 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増△減	内 訳
保 険 料	1,437,000	1,392,000	△ 45,000	@1,000 円× 243 = 243,000 @2,000 円× 220 = 440,000 @3,000 円× 124 = 372,000 @4,000 円× 74 = 296,000 川西・大正連町分 (単位町内会62) = 40,000 計 723 町内会 過年度分 1 件 1,000
補 助 金	1,230,000	1,230,000	0	帯広市補助金 1,230,000
繰 越 金	0	0	0	
雑 収 入	3,000	606	△ 2,394	預金利息等 606
繰 入 金	0	16,264	16,264	積立金(傷害保険) 16,264
合 計	2,670,000	2,638,870	△ 31,130	

【支出の部】 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増△減	内 訳
通 信 費	1,000	880	△ 120	振込手数料
保 険 料	2,669,000	2,637,990	△ 31,010	Chubb損害保険㈱
予 備 費	0	0	0	
合 計	2,670,000	2,638,870	△ 31,130	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】

2,638,870 - 2,638,870 = 0 円

## 財産目録 (令和7年度末)

○帯広市町内会連合会特別会計(傷害保険)積立金

(単位:円)

7年度当初 現在額	7年度中増△減額	7年度末現在額	増 △ 減 額 内 訳
1,419,220	△ 16,067	1,403,153	繰出金(傷害保険) △ 16,264 預金利息 197

議案第4号

令和7年度特別会計(コミュニティ)  
収支決算書

【収入の部】 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事業収入	59,000	67,950	8,950	供花紙 @ 250 × 131枚 = 32,750 のし袋 @ 10 × 20枚 = 200 簡易印刷機利用料 35,000
繰越金	157,554	157,554	0	令和6年度繰越金 157,554
雑収入	446	287	△ 159	預金利息等 287
合計	217,000	225,791	8,791	

【支出の部】 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事務費	14,000	0	△ 14,000	
通信費	1,000	440	△ 560	振込手数料 440
事業費	202,000	86,773	△ 115,227	コミュニティ活動物品等 86,773
繰出金	0	0	0	
合計	217,000	87,213	△ 129,787	

【収入総額】

225,791 円 -

【支出総額】

87,213 円 =

【差引残額】令和8年度へ繰越

138,578 円

## 会計監査報告

令和7年度一般会計、特別会計(傷害保険、コミュニティ)および積立金について、監査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

### 記

1. 監査実施年月日 令和8年4月3日(金)
2. 監査を行った場所 帯広市役所3階 コミュニティルーム
3. 監査結果
  - (1) 収入支出の執行は適正であった。
  - (2) 諸帳簿は正しく整理整頓されている。
  - (3) 収入支出の証書類は適正と認める。
  - (4) 預金通帳及び現金の保管は適正である。

帯広市町内会連合会  
会長 及川健一様

令和8年4月3日

監査委員 梅村 明



田中 恵子



兼口 博実



## 令和8年度事業計画(案)

### 【活動方針】

町内会は、地域住民が安心して暮らせるまちづくりの基盤として、日々活動しています。人間関係の希薄化が叫ばれる中にあっても、私たちは、地域の安全を守り、災害時には助け合うことのできる確かな絆づくりを進め、同じ地域に暮らす人々の生活環境の充実に努めていくことが重要です。

市町連は、地区連合町内会や各種団体と連携を図り、地域のつながりをより深めながら、将来にわたり持続可能で活力ある地域コミュニティの再構築を目指して、各種事業を推進してまいります。

### 1 活動の目標

※市町連の目標は、各地区連町及び各单位町内会活動における目標においても同様とします。

- (1) 平和で明るく心のかよいあう住みよいまちづくりに努めよう。
- (2) 帯広市民憲章の普及促進とコミュニティ運動の推進に努めよう。
- (3) 地域福祉増進とスポーツの普及、健康生活の助長推進に努めよう。
- (4) 市町連、地区連町、単位町内会の組織強化に努めよう。
- (5) 住民運動関係諸団体との連携強化に努めよう。
- (6) 快適な生活環境をめざし地域定例清掃及び河川清掃に努めよう。
- (7) ゴミ減量とリサイクル運動を積極的に推進し、資源の有効活用に努めよう。
- (8) 花と緑に囲まれた美しいふるさとづくりに努めよう。
- (9) 地域あげての青少年健全育成の啓発と実践に努めよう。
- (10) 他都市等住民組織間の研修・交流に努めよう。
- (11) 地域での防災・防犯・交通安全意識の啓発と実践に努めよう。
- (12) 女性の町内会活動参加の促進に努めよう。

### 2 具体的な事業計画

#### <総括事項>

○町内会、地区連合町内会の活動支援

- (1) ICTの利活用  
スマホ教室、LINE オープンチャット講習など
- (2) 加入促進の取り組み強化  
若年層の取り込み、事業者との連携など

- (3) 解散対策の具体化  
運営体制や事業のスリム化、負担軽減、合併の支援など
- (4) 市町連組織の見直し検討  
理事定数や委員会の見直しなど
- (5) 広域的課題の把握と解決への取り組み  
地区連合町内会長会議の開催など

### <総務委員会担当事業>

- (1) 令和 8 年度市町連定期総会の開催  
4 月 18 日(土) 午前 10 時から 於:とがち館
- (2) 町内会役員永年功績者表彰の実施(定期総会に併催)
- (3) 地区連合町内会長会議の開催  
8 月 於:帯広市役所
- (4) 十勝地区町内会連絡協議会事業への参加と連携  
令和 8 年度総会  
7 月 於:帯広市役所
- (5) 北海道宅地建物取引業協会帯広支部との連携
- (6) 町内会長研修会の開催  
7 月 於:帯広市役所
- (7) 北海道町内会連合会事業への参加
  - ①道町連令和 8 年度総会  
6 月 3 日(水) 於:札幌市
  - ②ブロック別町内会活動研究大会  
10 月 於:紋別市

### <広報・コミュニティ委員会担当事業>

- (1) 広報活動の強化および広報紙発行等の支援
  - ①市町連だよりの発行《通算第 97 号(10 月)、第 98 号(3 月)》
  - ②単位町内会・地区連合町内会を対象とした「第 35 回町内会だよりコンクール」の開催
  - ③市町連ホームページの周知と活用促進
- (2) 研修会の開催
  - ①コミュニティ研修会の開催 8 月
  - ②コミュニティ講座の開催 11 月
- (3) コミュニティ運動の推進と啓発
  - ①啓発事業の推進(冠婚葬祭の簡素化と供花紙等の利用促進)
  - ②コミュニティ運動に関する広報活動の推進
- (4) 地域の安心安全啓発看板の斡旋(年 2 回斡旋予定)

**<事業・防災委員会担当事業>**

- (1) 道東都市町内会・自治会連合会連絡会への参加  
9月 於： 釧路市
- (2) 令和9年新年交礼会の開催  
令和9年1月9日(土)
- (3) 防災事業の取り組み ※24 ページ参照

**<福祉委員会担当事業>**

- (1) 令和8年度町内会活動中傷害保険の加入と周知
- (2) 「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」への参加(北海道町内会連合会主催)
- (3) 北海道町内会連合会共済への加入
- (4) 地域福祉活動の推進<共同募金運動、社協フェスタ等への参加>  
9月または10月

**<環境衛生部会担当事業> ※25・26 ページ参照**

# 令和8年度防災事業計画（案）

## 1 防災セミナー

市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係を専門としている講師による防災セミナーを開催する。

- 日時(予定)：7～8月ごろ
- 対象：町内会員、事業所等
- 会場、内容：未定

## 2 防災研修会

地域防災力の向上を図り防災活動への取り組みを促すため、町内会等の防災担当者や防災に興味関心がある方などを対象に、研修会を実施する。

- 日時(予定)：11～12月ごろ
- 対象：町内会員（防災担当、町内会役員等）、事業所等
- 会場、内容：未定

## 3 研修講師派遣

町内会が実施する防災に関わる勉強会等に講師を派遣することにより、防災活動への取り組みを推進する。

- 派遣講師：村田 真弓 氏（防災士、日本赤十字救急法指導員）  
                  ：佐藤 悦弘 氏（帯広ライフサポート協会代表、救急救命法インストラクター）  
                  ：スマホセミナー（キャリア事業者）
- 派遣回数：30回

## 4 自主防災活動等助成事業

自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織が実施する研修会や防災訓練等に要する費用を助成する。

- 事業費：67万5千円
- 助成対象：自主防災組織を結成する地区連合町内会、単位町内会  
                  防災部等があり、防災の活動の実態がある単位、連合町内会
- 助成金額：1団体 上限15,000円（45団体程度）

※「〇〇町内会防災会」等の別組織を結成していなくても、町内会で防災活動の実態があれば自主防災組織として認める。

## 5 啓発推進事業

防災グッズの貸し出しや資料・パンフレットを作成・配付し、防災意識の高揚を目指す。

- 防災グッズ等の町内会への貸し出し事業
- 防災意識の向上及び普及・啓発の資料配布、情報提供
- 「防災だより」（市町連だよりに掲載）の発行

## 令和 8 年度 環境衛生部会 事業計画(案)

環境衛生部会は、地域の住民とともに、地球温暖化などの環境問題を地域住民一人ひとりの問題と捉え、また地域の良好な生活環境の保全や地域の環境美化のために、次の事業を積極的に展開します。

- (1) 地球環境・地域環境の保全と創造活動
- (2) 地域の保健衛生活動
- (3) 地域の環境美化活動
- (4) 環境啓発・研修・その他の活動

### ※実施時期順

事業名	時期等	内 容
ごみ減量・リサイクル等の推進	通年 (地域の取組み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等、地域での資源回収を推進する。</li> <li>・廃てんぷら油の回収・再生 (BDF 化) 事業を推進する。</li> </ul>
空地の草刈り奨励運動	通年 (地域の取組み)	地域の環境衛生、野火等の火災防止の観点から、地域への働きかけや状況の把握などを行っている。
地域清掃活動	5 月～10 月	5 月から 10 月を定期清掃月間とし、地域 (各町内会等) において清掃活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度 3 月にゴミ袋を配布</li> <li>・ゴミ袋は資源回収袋としても使用可能</li> </ul>
全市一斉河川清掃	5 月 10 日 (日) (5 月の第 2 日曜日)	河川の一斉清掃を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加連合町内会等に、前年度 3 月にゴミ袋を配布</li> <li>・実施 9 河川：帯広川、ウツベツ川、売買川、伏古別川、柏林台川、ヌップク川、機関庫の川、大成川、つつじ川</li> </ul>
「花を咲かせ、 地域を咲かせよう」 花苗共同購入事業	5 月 23 日 ～ 5 月 29 日 (配布)	連合町内会や町内会の花壇造成、地域の植栽用の花苗を共同購入し、代金の一部を助成する。 ※花苗の配付期間について、令和 8 年度から期間を延長する。
地域保健衛生等に関する啓発看板の斡旋	6 月、12 月予定	ペット適正飼育やポイ捨て防止などの啓発看板を斡旋する。

事業名	時期等	内 容
第1回環境衛生部会	6月	令和7年度事業報告・収支決算報告について 令和8年度事業計画・収支予算(案)について 役員の改選について ほか
第2回環境衛生部会	11月	令和8年度事業実施状況について 令和9年度事業計画(概要)について 令和9年度花苗共同購入について ほか
「花を咲かせ、 地域を咲かせよう」 花苗共同購入事業 (次年度分希望調査)	希望調査 11月 申込締切 1月	次年度に、連合町内会や町内会が花壇造成や地域の植 栽用に購入を希望する花苗の種類と本数を調査すると ともに、助成率を決定する。
第3回環境衛生部会	3月	令和8年度事業報告(見込)について 令和9年度事業計画(案)について 清掃用のゴミ袋配布 他
各種講座研修会等の 実施・参加	随時	町内会等地域又は役員を対象とした各種普及啓発講座 の実施や参加。



議案第7号～9号関係

令和8年度予算書(案)  
総括表

第7号 <一般会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
会費	609,800	事務費	686,000	
事業収入	1,119,741	事業費	4,163,000	
繰越金	119,504	予備費	9,000	
補助金	2,630,000			
繰入金	377,000			
雑収入	1,955			
合計	4,858,000	合計	4,858,000	

第8号 <特別会計 傷害保険会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
保険料	1,445,000	通信費	1,000	
補助金	1,230,000	保険料	2,675,000	
繰越金	0	予備費	0	
雑収入	1,000			
繰入金	0			
合計	2,676,000	合計	2,676,000	

第9号 <特別会計 コミュニティ会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科目	収入	科目	支出	備考
事業収入	59,000	事務費	20,000	
繰越金	138,578	通信費	2,000	
雑収入	422	事業費	176,000	
		繰出金	0	
合計	198,000	合計	198,000	

※各会計予算書(案)は、次ページ以降を参照

## 議案第7号

令和8年度一般会計  
収支予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
会 費	609,800	606,600	3,200	@ 500 円× 244 = 122,000 @ 700 円× 150 = 105,000 @1,000 円× 115 = 115,000 @1,200 円× 51 = 61,200 @1,500 円× 79 = 118,500 @1,700 円× 37 = 62,900 川西・大正連町分(単位町内会62) 16,100 計 738 町内会 過年度分 16 件 9,100
事業収入	1,119,741	1,173,645	△ 53,904	市町連だより広告料 広告社 15社×20,000円= 300,000 新年交礼会会券 120名×3,000円= 360,000 十勝地区町内会連絡協議会 95,000 花苗共同購入代金(幹旋事業・環境) 364,741
繰越金	119,504	153,686	△ 34,182	令和7年度から繰越 119,504
補助金	2,630,000	2,630,000	0	帯広市 2,480,000 (一般560,000円、環境衛生部会700,000円、 防災事業 1,220,000円) 道町連事業助成金(福祉) 150,000
繰入金	377,000	261,000	116,000	積立金からの繰入 377,000
雑収入	1,955	2,069	△ 114	預金利息等 1,955
合 計	4,858,000	4,827,000	31,000	

## 【支出の部】

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	増△減	内 訳
事務費	686,000	666,000	20,000	
消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等 50,000
印刷費	70,000	65,000	5,000	納付書印刷 40,000 封筒印刷等 30,000
通信費	170,000	170,000	0	郵便切手等 170,000
会議費	180,000	180,000	0	総会費 160,000 委員会費等 20,000
負担金	191,000	176,000	15,000	北海道町内会連合会会費 80,000 帯広観光コンベンション協会 5,000 (公財)あしたの日本を創る協会 5,000 振込負担金 101,000
雑支出	25,000	25,000	0	電報代等 25,000
事業費	4,163,000	4,151,000	12,000	
啓発推進費	795,000	745,000	50,000	市町連だより発行(第96号・97号) 450,000 町内会だよりコンクール 45,000 加入促進啓発事業 300,000
交際費	483,000	441,000	42,000	新年交礼会 483,000
研修費	542,000	441,000	101,000	北海道町内会連合会事業 65,000 道東ブロック町内会活動研究大会 62,000 道東都市町内会・自治会連合会連絡会 51,000 研修会等(コミュニティ研修会・ICT講座) 60,000 地区連町地域連携会議 56,000 地域福祉活動研修会 50,000 町内会長研修会 30,000 道町連事務担当者研修 18,000 道町連活動助成(福祉) 150,000
防災費	1,220,000	1,220,000	0	防災セミナー 100,000 防災研修会講師派遣 300,000 防災研修会 100,000 自主防災組織育成事業 675,000 啓発活動推進・振込手数料 45,000
環境衛生費	1,123,000	1,290,000	△ 167,000	消耗品費、通信運搬費、会議費 115,279 環境衛生啓発活動 20,000 河川・地域清掃活動事業 380,000 花苗共同購入 607,721
役員活動費	0	14,000	△ 14,000	道町連共済掛金等 0
予備費	9,000	10,000	△ 1,000	予備費 9,000
合計	4,858,000	4,827,000	31,000	

## 財産目録(案) (令和8年度)

○帯広市町内会連合会積立金

(単位:円)

8年度当初現在額	8年度中増△減額	8年度末見込額	増△減額内訳
2,135,696	△ 377,000	1,758,696	繰出金(一般会計) △ 377,000

## 令和8年度特別会計(傷害保険) 収支予算書(案)

## 【収入の部】

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
保険料	1,445,000	1,437,000	8,000	@1,000 円× 250 = 250,000 @2,000 円× 222 = 444,000 @3,000 円× 130 = 390,000 @4,000 円× 75 = 300,000 川西・大正連町分 40,000 (単位町内会61) 計 738 町内会 過年度分 16 件 21,000
補助金	1,230,000	1,230,000	0	帯広市補助金 1,230,000
繰越金	0	0	0	
雑収入	1,000	3,000	△ 2,000	預金利息等
繰入金	0	0	0	積立金(傷害保険)から繰入
合計	2,676,000	2,670,000	6,000	

## 【支出の部】

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
通信費	1,000	1,000	0	振込手数料等 1,000
保険料	2,675,000	2,669,000	6,000	保険契約料 2,675,000
予備費	0	0	0	
合計	2,676,000	2,670,000	6,000	

### 財産目録(案) (令和8年度)

○帯広市町内会連合会特別会計(傷害保険)積立金

(単位:円)

8年度当初現在額	8年度中増△減額	8年度末見込額	増 △ 減 額 内 訳
1,403,153	0	1,403,153	

## 令和8年度特別会計(コミュニティ) 収支予算書(案)

## 【収入の部】

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
事業収入	59,000	59,000	0	供花紙 @ 250円 × 50枚 = 12,500 のし袋 @ 10円 × 50枚 = 500 香典袋 @ 10円 × 50枚 = 500 簡易印刷機利用料 45,500
繰越金	138,578	157,554	△ 18,976	令和7年度繰越金 138,578
雑収入	422	446	△ 24	預金利息等 422
合計	198,000	217,000	△ 19,000	

## 【支出の部】

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
事務費	20,000	14,000	6,000	事務用品等 20,000
通信費	2,000	1,000	1,000	振込手数料等 2,000
事業費	176,000	202,000	△ 26,000	簡易印刷機消耗品等 77,000 コミュニティ活動物品等 99,000
繰出金	0	0	0	一般会計 0
合計	198,000	217,000	△ 19,000	

令和7年度 帯広市町内会連合会理事名簿

(令和7年8月21日時点)

(任期 令和6年度～7年度)

《市町連役員》

役職名	氏名	連町名
顧問	内田 秀雄	東北
〃	高宮 裕	新柏林台
会長	及川 健一	東部
副会長	三品 正則	鉄南地区
〃	谷口 武雄	緑商
〃	荻 正憲	南の森
〃	駒井 新一	鉄南地区
〃	未 選	
監査	梅村 明	鉄南地区
〃	田中 恵子	広陵
〃	兼口 博実	若葉

《総務委員会 13人》担当副会長 三品正則

役職名	氏名	連町名
委員長	角谷 巍啓	東部
副委員長	松岡 忠靖	自由が丘
〃	大西 正和	緑栄
委員	渡邊 和寛	北栄
〃	室瀬 秋宏	稲田地区
〃	佐々木 修一	緑ヶ丘
〃	西島 啓喜	西帯広ニュータウン
〃	鹿内 淳一	柏林台
〃	上野 敏郎	中央西地区
〃	細野 泰彦	川西地区
〃	平 秀明	南町
〃	梅田 恵志	新柏林台
〃	未 選	西帯広

《広報コミュニティ 12人》担当副会長 荻 正憲

役職名	氏名	連町名
委員長	松浦 巖	鉄南地区
副委員長	小関 孝司	中央西地区
〃	西垣 孟	北栄
委員	三津原 勝	西帯広ニュータウン
〃	長濱 悟志	啓北
〃	平 裕	柏林台
〃	千枝 克孝	南町
〃	筒井 洋一	大正地区
〃	村上 光男	西部地区
〃	馬 渕 豊	川西地区
〃	島田 光則	栄地区
〃	佐藤 基佳	東北

《事業・防災委員会 12人》担当副会長 及川健一

役職名	氏名	連町名
委員長	古屋 昭一	啓北
副委員長	脇坂 芳廣	鉄南地区東
〃	大林 愛慶	大空連合自治会
委員	松原 久雄	鉄南地区東
〃	西島 寛	大空連合自治会
〃	内山 公一	緑ヶ丘
〃	高岡 由英	中央西地区
〃	伊藤 善英	東北
〃	太田 忠紀	むつみ
〃	松岡 勝徳	西帯広
〃	佐藤 豊	緑栄
〃	岸塚 博道	川西地区

《福祉委員会 13人》担当副会長 谷口武雄

役職名	氏名	連町名
委員長	柴 博	鉄南地区東
副委員長	梅安 雅満	中央東
〃	井上 憲二	春駒
委員	鶴谷 満	啓北
〃	有城 正憲	清流の里地区
〃	武田 全功	中央東
〃	島田 晃	豊成
〃	渡 智雄	大正地区
〃	佐々木 一司	競馬場
〃	細岡 秀昭	大空連合自治会
〃	江口 文隆	東部
〃	小島 米二	栄地区
〃	未 選	やまと

《環境衛生部 役員》担当副会長 駒井新一

役職名	氏名	連町名
部長	中島 辰男	南の森
副部長	嶋田 好昶	広陵
〃	松岡 忠靖	自由が丘
幹事	高橋 智	西帯広
〃	横山 千代丸	若葉

**令和8年度  
帯広市町内会連合会 地区連町別理事名簿**

令和8年4月10日現在

番号	地区連合町内会名	理事定数	理事氏名			
1	東北	2	伊藤 善英	佐藤 基佳		
2	東部地区	3	江口 文隆	及川 健一	(未 選)	
3	中央東	2	榎安 雅満	武田 全功		
4	北栄	2	西垣 孟	渡邊 和寛		
5	啓北	3	鶴谷 満	長濱 悟志		
6	栄地区	2	小島 米二	島田 光則		
7	やまと	1	(未 選)			
8	柏林台	2	鹿内 淳一	平 裕		
9	競馬場	1	佐々木 一司			
10	鉄南地区	4	梅村 明	駒井 新一	松浦 巖	(未 選)
11	鉄南地区東	3	金田一 明一	松原 久雄	脇坂 芳廣	
12	緑ヶ丘地区	2	佐々木 修一	(未 選)		
13	春駒	1	井上 憲二			
14	新柏林台	1	梅田 恵志			
15	緑栄	2	大西 正和	佐藤 豊		
16	豊成	1	島田 晃			
17	南町	2	平 秀明	千枝 克孝		
18	稲田地区	1	室瀬 秋宏			
19	若葉	1	兼口 博実			
20	緑商	1	谷口 武雄			
21	むつみ	1	太田 忠紀			
22	西部地区	1	村上 光男			
23	自由が丘地区	1	宮下 豊			
24	広陵	2	加藤 敏幸	田中 恵子		
25	西帯広	2	佐々木 潔	野村 勇		
26	西帯広ニュータウン	2	西島 啓喜	三津原 勝		
27	大空町連合自治会	3	大林 愛慶	西島 寛	細岡 秀昭	
28	南の森	1	荻 正憲			
29	中央西地区	3	上野 敏郎	小関 孝司	高岡 由英	
30	川西	3	岸塚 博道	細野 泰彦	馬淵 豊	
31	大正	2	筒井 洋一	渡 智雄		
32	清流の里地区	1	有城 正憲			

## 令和8年度 役員選考 結果

市町連会則第5条2項の規定により、下記のとおり選考委員会を設置し、令和8年3月25日、帯広市役所10階第5AB会議室において、開催いたしました。

- 選考委員長            脇坂 芳廣(事業・防災委員会)
- 選考委員            大西 正和、松岡 忠靖(総務委員会)
- 松浦 巖、西垣 孟(広報コミュニティ委員会)
- 古屋 昭一(事業・防災委員会)
- 井上 憲二、榮 博(福祉委員会)
- 中島 辰男、高橋 智(環境衛生部会)

### 【選考結果】

	令和8～9年度	令和7年度(参考)
会 長	及 川 健 一	及 川 健 一
副 会 長	谷 口 武 雄	三 品 正 則
副 会 長	荻 正 憲	谷 口 武 雄
副 会 長	駒 井 新 一	荻 正 憲
副 会 長	江 口 文 隆	駒 井 新 一
副 会 長	兼 口 博 実	未 選
監 査	梅 村 明	梅 村 明
監 査	田 中 恵 子	田 中 恵 子
監 査	村 上 光 男	兼 口 博 実

## 理事選出・会費・保険料一覧表

<理事選出定数表>

連町加入町内会数	定数
1町内会 ～ 15町内会	1名
16町内会 ～ 30町内会	2名
31町内会 ～ 45町内会	3名
46町内会 ～ 60町内会	4名
61町内会 ～ 75町内会	5名
76町内会 以上	8名

(平成6年度より適用)

<会費一覧表>

戸数の範囲	会費
1 ～ 30 戸	500円
31 ～ 50 戸	700円
51 ～ 80 戸	1,000円
81 ～ 100 戸	1,200円
101 ～ 150 戸	1,500円
151 戸以上	1,700円

(昭和58年度より適用)

<保険料一覧表>

戸数の範囲	保険料
30 戸以下	1,000円
70 戸以下	2,000円
120 戸以下	3,000円
121 戸以上	4,000円

(平成元年より適用)

# 帯広市町内会連合会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、帯広市町内会連合会(略称「市町連」以下「本会」という。)と称し、事務局を帯広市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内会相互の連携協調を保ち、その健全な発展を促進するとともに、市民の自主的活動を通じて、住みよい社会づくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、帯広市内の単位町内会(以下「町内会」という。)及び地区連合町内会(自治会連合会等を含む。以下「地区連町」という。)をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内会相互の連携・諸活動の助長・まちづくり事業の推進に関する事。
- (2) 地区連町相互の連携と調整、活動推進に関する事。
- (3) 帯広市民憲章の普及啓発、コミュニティ活動の啓発と実践に関する事。
- (4) 広報及び情報の収集発信・研修に関する事。
- (5) 地域福祉増進と健康生活の推進、緑化推進及び環境衛生意識の啓発と実践に関する事。
- (6) 住民組織団体との連携・協調と、青少年健全育成・防犯・交通安全意識の啓発と実践に関する事。
- (7) 地域防災対策の意識啓発及び実践に関する事。
- (8) 女性活動の増進及び地区組織の育成に関する事。
- (9) 町内会活動中の事故等に対応する傷害保険に関する事。
- (10) その他目的達成のため必要な事。

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監査	3名

2 会長、副会長、監査は、各委員会及び部会から推薦される各2名で構成する選考委員により選出し、総会において承認を得るものとする。ただし、年の中途において欠員が生じ必要あるときは、理事会において選任することができる。この場合、次期総会に報告することとする。

3 理事は、各地区連町(川西・大正地域にあつては地域連合会)から、別表に基づく定数の推薦を受け、総会において承認を得るものとする。ただし、補欠の理事の承認は会長とする。

なお、理事は地区連町会長が兼ねることを原則とする。

4 前項により、複数以上の理事枠を有する地区連町にあつては、うち1名は女性の代表を推薦するよう努めるものとする。

### (任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

### (職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代理する。また、原則として一つの委員会又は部会のいずれかに所属するものとする。

3 理事は、理事会の構成員となり、委員会に所属し業務を推進するとともに、当該地区連町との連絡、調整等の任務を併せ有するものとする。

4 監査は、会の会計及び事業執行状況を監査する。また、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を得て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本会に対し指導助言を与え、必要に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 会議

#### (会議)

第9条 本会の会議は、総会、三役会及び理事会とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

#### (総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とし、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、町内会長(代理者を含む。)及び地区連町代表並びに本会の役員及び部会に所属する者をもって構成する。

- 3 定期総会は、年一回会長が招集し、次の事項を審議決定する。

ただし、急至を要する事案については三役会で決し、後日理事会において承認を得ることができる。

- (1) 会則及び規程の制定改廃に関すること。
  - (2) 予算・決算に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) その他特に重要と認めること。
- 4 臨時総会は、会長が特に認めたとき、又は三分の一以上の町内会長から案件を示して要請があったときに、会長が招集する。
  - 5 総会の議長は、出席者の中から選出する。

#### (三役会)

第11条 三役会は、会長、副会長、委員長及び部会長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

- 2 三役会は、本会の執行機関として必要案件について審議する。

#### (理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事及び部会の部会長、副部会長及び幹事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は、総会につぐ議決機関として次の事項を審議し、又は処理する。

- (1) 総会提出案件及び総会委任事項に関すること。
- (2) 補正予算の専決処分に関すること。
- (3) 委員会及び部会の活動状況に関すること。
- (4) その他重要な事項の処理に関すること。

## 第4章 委員会・部会及び連携会議

### (委員会)

第13条 本会の目的を遂行するため、理事をもって次の委員会を構成し、当該担当事業について計画立案し、その実施にあたる。

- (1) 総務委員会
  - (2) 広報・コミュニティ委員会
  - (3) 事業・防災委員会
  - (4) 福祉委員会
- 2 前項の他、必要に応じ、特別委員会を設けることができる。
  - 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
  - 4 委員会の担当事業、運営その他必要な事項は、別に定める。

### (部会)

第14条 本会の専門の事業について計画立案し、その推進をはかるため、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長、副部会長を置く。
- 3 部会の設置・構成・担当事業・運営その他必要な事項は、別に定める。

### (連携会議)

第15条 本会に、本会と目的別自主団体との相互の連携、協調をはかる機関として連携会議を設置する。

- 2 本条で目的別自主団体とは、町内会を母体として、当該町内会の担当役員を主たる構成員とし、町内会が会費を負担している団体、およびこれに準ずる団体とする。
- 3 連携会議は、おおむね本会三役会と目的別自主団体の役員をもって構成する。

## 第5章 地区連合町内会

### (地区連町の構成等)

第16条 地区連町は、当該地区内の町内会をもって構成し、会則を定め自主運営するものとする。

(地区連町の機能)

第 17 条 地区連町は、構成町内会相互の親睦と連帯意識のもとに、住みよい地域づくりの中核をなす自主的な住民自治団体の機能と、さらに本会の地域組織として各地区連町相互の連携・協調を図り、全市的共通課題についての実践推進機関の機能とを併せ有するものとする。

(地区連町の事業)

第 18 条 地区連町の事業は、当該地区内の町内会が互いに協調し、共通課題を設定し実施するものとする。

2 主要な共通的事业目標等は、各委員会で検討し、周知するものとする。

## 第 6 章 会計その他

(会 計)

第 19 条 本会の収入は、町内会からの会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会において決める。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 予算承認を受ける総会開催前において、やむを得ない事務的支出又は緊急を要すると会長が認めた事案については、執行することができる。

(個人情報保護の取り扱い)

第 21 条 本会が事業推進のため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(表 彰)

第 22 条 会員の表彰については、別に定める。

(補 則)

第 23 条 この会則に定めるもののほか、運営について必要な事項は理事会において決める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

(昭和 46 年 3 月 13 日制定の帯広市町内会連絡協議会規約の全部を改正する。)

附則

この会則は、平成 16 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この会則は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この会則は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

## 帯広市町内会連合会委員会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、帯広市町内会連合会会則第13条の規定に基づき、各委員会の構成、所掌事項並びに運営等について定める。

### (構 成)

第2条 各委員会に所属する委員の構成は、役員改選年度の総会后、最初に開催される理事会において決定する。

この場合、つとめて希望する委員会に所属するよう配慮するものとする。ただし、補欠の委員は、前任者の所属した委員会とする。

- 2 委員の任期は、理事の任期とする。
- 3 各委員会の構成員数は、理事をおおむね四等分した数とする。

### (正副委員長の選任)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、その選任は委員の互選とする。

### (職 務)

第4条 委員会は、必要のつど委員長が召集する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定する順位によりその職務を行う。

### (会長・副会長の出席)

第5条 会長は、必要に応じ委員会に出席し又は出席の要請に応じて、意見を述べることができる。

- 2 所属の副会長は、原則として当該委員会に出席するものとし、必要に応じ助言することができる。

また、他の委員会から出席の要請あるときも同様とする。

### (業務分掌)

第6条 各委員会が処理する業務分掌は、おおむね次の通りとする。

- 1 総務委員会
  - (1)各委員会等との連携調整及び市町連運営の統括に関すること。
  - (2)会則等の制定改廃に関すること。
  - (3)予算・決算に関すること。

- (4)役員研修会の実施に関する事。
- (5)表彰等の審査に関する事。
- (6)地区連町との連絡調整に関する事。
- (7)地区連町未組織地区の結成促進に関する事。
- (8)目的別自主団体との連携会議及びこれに類する組織との連携に関する事。
- (9)他の委員会に属さない事項に関する事。

## 2 広報・コミュニティ委員会

- (1)広報誌の編集発行に関する事。
- (2)住民活動情報の収集及び発信に関する事。
- (3)地区連町及び単位町内会情報紙発行の奨励に関する事。
- (4)コミュニティ運動の啓発及び実践の推進に関する事。
- (5)コミュニティ運動実践団体の拡大及び連携に関する事。

## 3 事業・防災委員会

- (1)部会設置にむけての調査及び推進に関する事。
- (2)新年交礼会の実施に関する事。
- (3)町内会研修会の実施に関する事。
- (4)地域防災対策の意識啓発及び実践に関する事。
- (5)道東都市町内会長大会の参加と開催対応に関する事。
- (6)周年記念事業等の開催対応に関する事。
- (7)その他事業に関する事。

## 4 福祉委員会

- (1)町内会福祉活動推進にむけての指導・助言に関する事。
- (2)町内会活動中傷害保険に関する事。
- (3)町内会女性部設置奨励と地区連町の女性組織づくりに関する事。
- (4)福祉関係諸団体との連絡調整に関する事。
- (5)北海道町内会連合会福祉事業の協調実践に関する事。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営その他必要なことは、そのつど当該委員会にはかつて定める。

附則

この規程は、平成14年4月20日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月26日から施行する。

## 帯広市町内会連合会部会設置運営規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、帯広市町内会連合会会則第14条の規程に基づき、本会の専門の事業について計画立案し、その推進をはかるため、部会の設置、運営等について定める。

### (部会の設置)

第2条 市町連に次の部会を設置する。

#### (1) 環境衛生部会

### (構 成)

第3条 部会に所属する部員は、役員改選年度の際、各地区連町から推薦された者をもって構成する。

- 2 部員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (正副部会長及び幹事の選任)

第4条 部会に部会長1名、副部会長2名及び幹事若干名を置き、その選任は部会の互選とする。

### (職 務)

第5条 部会長は、部会を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定する順によりその職務を行う。
- 3 幹事は、部会の円滑な運営と業務の執行にあたる。
- 4 部員は、当該部会に所属し、業務を推進するとともに、当該地区連町との連絡、調整等の任務を併せ有するものとする。

### (会 議)

第6条 部会の会議は、部会議及び部役員会とし、必要に応じ部会長が召集する。

- 2 会議の議長は、部会長がこの任にあたる。
- 3 部会において、部員が欠席するときは、代理の出席を認める。
- 4 部会議は、過半数の部員又は代理の出席をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部役員会は、部会長、副部会長及び幹事により構成する。
- 6 会長は、必要に応じて会議に出席し、又は出席の要請に応じて、意見を述べるができる。

(業務分掌)

第7条 部会が処理する業務分掌は、おおむね次のとおりとする。

1 環境衛生部会

- (1)町内会での環境衛生担当役員の設置奨励に関する事。
- (2)地区連町ぐるみの活動を推進するため、当該担当部門の設置を奨励する事。
- (3)環境保全・保健衛生及び環境美化推進に向けての啓発と実践に関する事。
- (4)資源・エネルギー、廃棄物、地球温暖化等、地球環境問題意識の啓発と実践に関する事。
- (5)道路・河川清掃等、全市一斉の運動推進に関する事。
- (6)環境衛生意識高揚のための各種研修活動に関する事。

(参 与)

第8条 部会に参与を置くことができる。

- 2 参与は必要に応じ部会議に出席し、指導助言を与えることができる。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営その他必要なことは、その都度当該部会にはかって定める。

附則

- 1 この規程は、平成14年4月20日から施行する。
- 2 この規程の施行後当分の間、地区連町から部員の推薦がない場合は、当該地区連町選出の理事が、その任にあたる。

## 帯広市町内会連合会表彰規程

### (目 的)

第1条 この規程は、町内会の健全な運営と発展に永年功績顕著であったもの又は町内会活動に特に功績顕著な行為があったと認められるものを表彰するため、必要事項を定めることを目的とする。

### (表 彰 者)

第2条 この規程により表彰するものは、次の各号に該当するもので町内会及び地区連町から推薦があったものとする。ただし、故人に対する推薦については、死亡してから1年以内とする。

- (1) 10年以上、またその後10年を越す毎に町内会及び地区連町役員としてその職にあったもの。
- (2) 町内会及び地区連町、並びに地域の発展に特に顕著な功績があったもの。

2 前項第1号の町内会及び地区連町役員とは、会長、副会長、監査、部長、担当委員、班長等(顧問、相談役を除く)とする。

3 第1項第1号の役員の期間は、すべて通算されるものとし、同一市内における移転により他の町内会での役員期間も通算するものとする。

### (表彰の決定)

第3条 表彰の決定は、前条の規定に該当するものを帯広市町内会連合会の決議を経て決定するものとする。

### (表彰の方法)

第4条 前条により決定されたものは、毎年総会において表彰する。ただし、特別な理由があると認められた場合は、随時表彰することができる。

### (該当者の推薦)

第5条 町内会長は毎年3月末日までに別紙様式により帯広市町内会連合会長に推薦書を提出するものとする。

### 附則

この規程は、昭和51年5月18日から施行する。

### 附則

この規程は、昭和56年5月31日から施行する。

### 附則

この規程は、昭和57年5月19日から施行する。

附則

この規程は、昭和 59 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

なお、本表彰規程にかかわらず、環境衛生関係の表彰は、平成 16 年度まで帯広市環境衛生団体連合会顕彰規程を適用する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 24 日から施行する。ただし、本表彰規程にかかわらず平成 18 年度総会における表彰までは改正前の規程を適用する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 22 日から施行する。

※町内会永年功績者表彰候補者推薦書(様式 1)略

※町内会及び地域に対する功績者表彰候補者推薦書(様式 2)略

以上の様式は、事務局(市役所市民活動課内)に備えておりますので、必要な方はその都度ご請求ください。

## 帯広市町内会連合会弔慰規程

第 1 条 理事が死亡したとき香典 5,000 円並びに弔電を以って弔慰を表す。

2 会員(町内会長)及び帯広市町内会連合会の元正副会長が死亡の際は弔電により弔慰を表す。

第 2 条 前条に規定する外特に考慮を要する場合は、会長に於いて処置することができる。

附則

この規程は、昭和 57 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

## 帯広市町内会連合会褒賞規程

第 1 条 本会役員で特に功績顕著な者に対し謝意を表することができる。この措置は会長に一任する。

附則

この規程は、昭和 57 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

# 帯広市町内会連合会

## 個人情報取扱方法

(令和7年4月総会議決)

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動とその推進において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「町内会役員届」などとして本会に提出された次の事項を記したもののとする。

- ・ 氏名・住所・電話番号・勤務先(必要に応じ)・その他、必要とするもので同意を得た事

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 町内会員名簿の作成等

(管理)

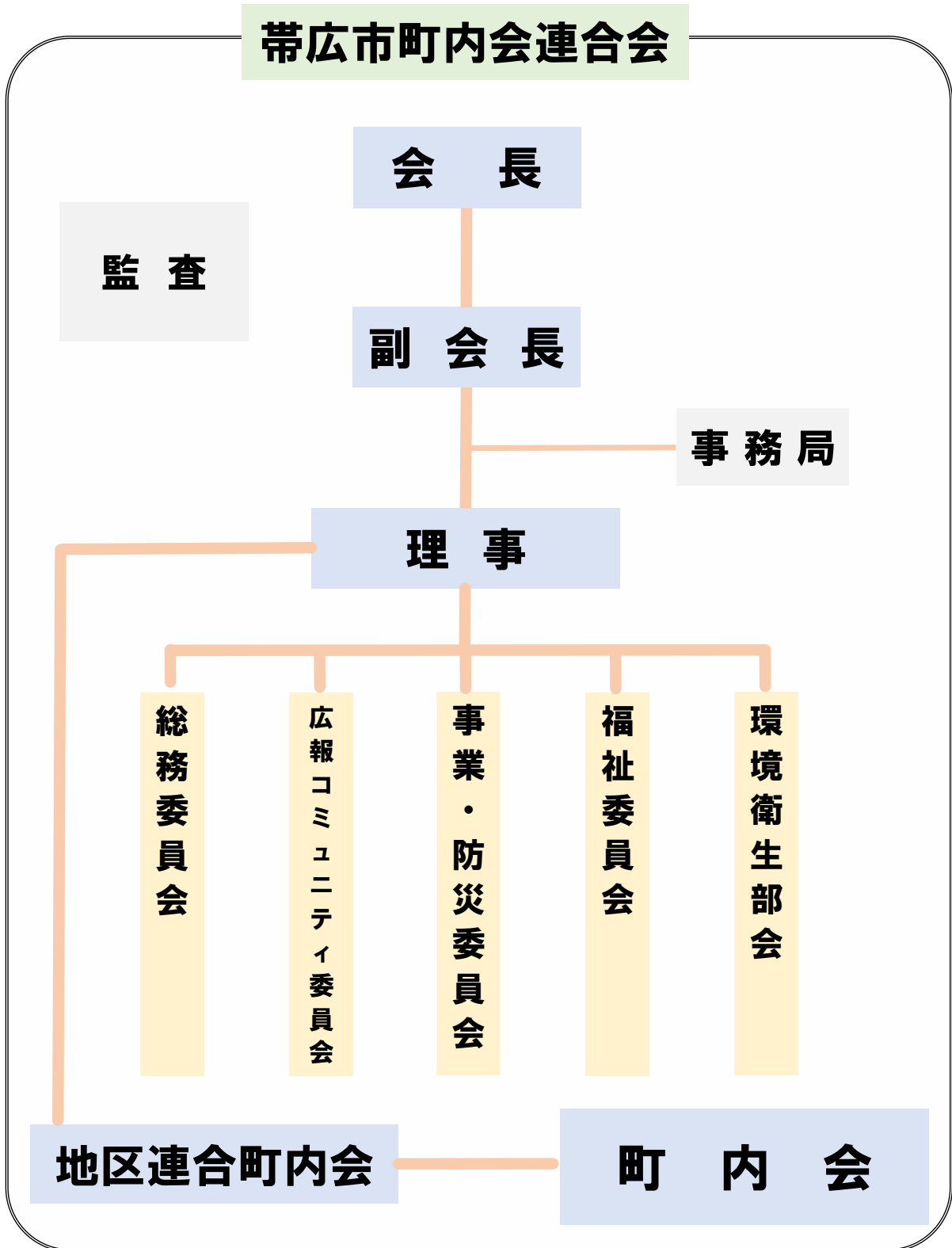
第6条 個人情報は本会事務局で保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

# 帯広市町内会連合機構図





# 町内会活動中傷害保険 手引き

※この内容は、令和8年6月1日16時までの契約内容をもとに作成しています。なお、保険契約は単年度ごとに行っています。

この保険は、安心して町内会活動を行っていただくため、町内会活動中の万が一の事故に備えるための補償制度です。

帯広市町内会連合会が各町内会の代表者として契約しており、**帯広市町内会連合会に加盟している町内会が利用することができます。**

令和8年4月更新

## ～ 加入と掛け金について ～

### 【傷害保険の加入】

この保険は、帯広市町内会連合会が代表となって保険会社と契約しており、町内会活動中に起きた事故の補償を受けられるものです。

各町内会において、保険加入の手続きは必要ありません。

対象となるのは、町内会加入者とその家族です。

### 【保険料】

この保険の掛け金は、町内会からの保険料と帯広市の補助金(1/2 相当)で支払っています。

町内会が支払う保険料は、毎年5月に町内会に送付している町内会負担金納付書の「帯広市町内会連合会会費」に含まれています。保険料は、町内会の加入戸数により、以下のとおりとなっています。

### ＜保険料算出基準＞

町内会加入戸数	金額
30戸以下	1,000円
70戸以下	2,000円
120戸以下	3,000円
121戸以上	4,000円

# 帯広市町内会活動中傷害保険の内容

## ◆ 保険の種類

- 1 傷害補償・・・住民の傷害事故を補償  
→ 住民がケガを負った場合に支払われるもの
- 2 賠償責任補償・・・第三者への賠償事故を補償  
→ 第三者に対して負う損害賠償を補償するもの

## ◆ 補償内容

### 1. 傷害補償(住民が対象)

住民が「町内会活動等に従事中または参加中」に、「急激かつ偶然な外来事故」によって、ケガをした場合に支払われる補償です。

(例；「清掃作業中に団地の斜面で足を滑らせ転倒しケガをした」「運動会の競技中に負傷した」「町内会の会合から帰る途中、転倒しケガをした」等)

- (1) 死亡保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガがもとで死亡したとき、保険金を支払います。

<補償額> **300万円**

- (2) 後遺障害保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、保険金を支払います。(その程度に応じて)

<補償額> **9万 ～ 300万円**

- (3) 入院保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガによる入院(入院に準じた状態を含みます)の日数1日に対して180日を限度として入院保険金を支払います。

<入院保険金(日額)> **3,000円**

(4) 通院保険金・・・事故の日から、180日以内のそのケガによる通院（往診を含みます）の日数1日に対して、90日を限度として通院保険金を支払います。

ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院については対象になりません。

<通院保険金（日額）> 2,000円

## 2. 賠償責任補償（町内会及び住民が対象）

町内会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

- イ) 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ロ) 町内会が行う町内会活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ハ) 町内会に加入している住民が、町内会活動に従事している間または、町内会行事に参加している間に生じた事故。  
（例：「運動会のテントを収納する際、テントの脚を変形させてしまった」「盆踊りのやぐら等が倒れ、お客さんがけがをした」等）

<賠償保険金> 1億円（限度額）

### ◆ **補償の対象とならない事故**

#### 1. 傷害補償

- ・故意、重大な過失による事故
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・妊娠、出産、早産による医療処置
- ・地震、噴火、洪水、津波などによる事故
- ・戦争、外国の武力行使による事故
- ・頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚症状のないもの

#### 2. 賠償責任補償

- ・給排水管、冷暖房装置、スプリンクラーなどからの蒸気、水の漏水などによる事故
- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪などによる事故
- ・施設の修理、改造、取り壊し等の工事による事故
- ・昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する事故

## ◆町内会活動保険 Q&A◆

### Q1 「町内会活動」とはどのような活動のことですか

答： 町内会活動は、「町内会が企画、立案し、総会や運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された活動および行事」をいいます。地方自治体が行う活動、行事に町内会が参加した場合も対象になります。しかし、協賛・後援等の名目だけのかかわりをもつ事業での事故の場合は対象外です。

【具体的な事業・行事】

- ①総会・役員会等の会議や研修会など
- ②運動会、レクリエーション、親睦活動、防犯パトロール、防犯灯の設置
- ③町内清掃、資源回収、広報紙・回覧板の配布、草刈活動、葬儀手伝いなど

### Q2 対象となる「住民」の要件はありますか

答： 以下の①～③の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① 町内会に加入していること
- ② 町内会の所在する地域に生活の本拠を有すること
- ③ 自然人であること
  - ・個人事業主については、加入形態が仮に商店名となっても、事業主本人および生計を共にする同居の親族を含みます(事業主は、町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
  - ・法人については、代表者は個人事業主に準じて取り扱います(代表者は町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
  - ・法人の従業員は、別途個人で町内会に加入していない限り対象外です。

### Q3 「町内会活動等に従事中または参加中」とはどのような状況を含みますか

答： 町内会活動等に従事または参加の目的（町内会行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ町内会の管理下（町内会の指揮、監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

#### Q4 市が主催する河川清掃や地区連合町内会の運動会などは対象になりますか

答： 市が主催する行事や地区連合町内会が行う行事については、各町内会に事前に計画が案内され、それを受けて各町内会で当該活動・行事の実施・参加について役員会や総会で決議され、その内容が行事予定表（計画表）または議事録により確認できれば対象となります。

#### Q5 町内会の組織の中に、子ども会、老人会があり、そこで行う行事は対象になりますか

答： 子ども会、老人会（老人クラブ）がこの保険の対象になるのは、以下の①②の要件をいずれも満たした場合です。また、町内会に同好会やサークルを設置している場合も同様です。

- ① 町内会として、運営費・活動費の支出を行っていること
- ② 子ども会・老人会・同好会などが、町内会内に町内会員で組織されており、これらの活動を、町内会が町内会活動と認識していること

#### Q6 複数の町内会で結成する老人クラブや連合町内会で結成している老人クラブは対象になりますか

答： いずれの老人クラブの場合も、Q5と同様、要件①②を満たした場合は対象となります。

➡ 保険の対象になる活動は、「町内会活動として実施・参加」した case です。地区連合町内会や子ども会などは、活動の基本は町内会ですから「町内会活動」となりますし、老人クラブの活動も、Q5の要件①②が満たされていれば対象となります。

#### Q7 町内会行事のための準備や練習は対象になりますか

答：（1）準備；当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。

（2）練習；スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合はその行事のための練習なのか判別出来ないため対象外です。しかし、町内会役員や当該行事の責任者の立ち会いのもとに行われている場合は対象となります。

（3）あとかたづけ・更衣・慰労会； 行事のあとかたづけや更衣は対象となります。行事のあと慰労会を行う場合は、当該経費を町内会として予算化している場合に限り、対象となります。

## Q8 行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか

答： 行事途中での休憩は対象となります（休憩時間中、当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます）。また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象とはなりません（会場と住居との往復途上は、「通常の経常の経路」であれば対象となります）。

## Q9 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取扱いはどうなりますか

答： 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。

## Q10 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

答： その活動があらかじめ町内会で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画などに記載されていることが必要です。

## ◆ 事故発生後の報告・請求手続

1. 事故が発生したら直ちに以下の内容を事務局に報告して下さい。  
○事故の日時 ○場所 ○事故の状況 ○傷害または損害の程度  
★傷害事故の場合 … 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先  
★損害事故の場合 … 被害者（所有者）の氏名・住所・電話、修理先 など
2. その後の手続き～保険金の支払いまで  
事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険金請求の手続きを行います。  
必要書類は、事務局からご本人あるいは町内会長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振込みとなります。  
※ 詳しい内容は、帯広市町内会連合会事務局までお問い合わせください。

【事務局】 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市市民活動課内（庁舎3階）  
直通電話 (0155) 65-4130 / FAX (0155) 23-0156

## 第35回 町内会だよりコンクール

町内会だよりは、暮らしに安心を与え、人と人、町内会をつなぐものとして、大きな役割を果たしています。

今回のコンクールには、18作品の応募をいただきました。

審査は、①見やすさ②親しみやすさ③ユニークさ④内容性⑤レイアウトについて行い、下記の通り各賞を決定いたしました。どれも各町内会の特色が表れた作品でした。

- ◎ 審査会日時 : 令和8年4月2日(木) 10時~13時
- ◎ 参加作品数 : 18作品
- ◎ 審査員 : 北海道新聞社、十勝毎日新聞社、帯広市広報広聴課、  
(8名) 市町連副会長、市町連広報・コミュニティ正副委員長、  
市町連事務局長

### 最優秀賞

- ・ 共和第二親睦町内会 会長 村上 克己 「かけ橋」

### 優秀賞

- ・ 光南東町内会 会長 金田一 明一 「光南東町内会だより」
- ・ 新稲田町内会 会長 細岡 和幸 「新稲田町内会だより」
- ・ 南町南町内会 会長 上坂 寛 「南町南町内会だより」

### 奨励賞

- ・ 緑林町内会 会長 谷 敏明 「緑林町内会だより」
- ・ 太陽町内会 会長 佐藤 豊 「太陽町内会 かわら版」
- ・ 新柏林台町内会 会長 伊藤 寿勝 「新柏林台町内会通信」
- ・ 協和南町内会 会長 堀内 利男 「しらかば」
- ・ 春光町内会 会長 平 秀明 「春光だより」

## 第35回町内会だよりコンクール参加町内会一覧

・新稲田町内会	会長 細岡 和幸	「新稲田町内会だより」
・共和第二親睦町内会	会長 村上 克己	「かけ橋」
・太陽町内会	会長 佐藤 豊	「太陽町内会 かわら版」
・自由が丘二丁目町内会	会長 番場 照美	「二丁目町内会だより」
・開西35区町内会	会長 本田 雅文	「情報ニュース」
・西11号つくし町内会	会長 中山 和映	「西11号つくし町内会だより」
・新柏林台町内会	会長 伊藤 寿勝	「新柏林台町内会通信」
・工場前町内会	会長 香川 喜義	「工場前町内会だより」
・三七北町内会	会長 山田 寿一	「三七北町内会だより」
・緑林町内会	会長 谷 敏明	「緑林町内会だより」
・協和南町内会	会長 堀内 利男	「しらかば」
・せせらぎ町内会	会長 田中 千枝子	「せせらぎ便り」
・三十丁目町内会	会長 田中 耕吾	「三十丁目町内会情報」
・光南東町内会	会長 金田一 明一	「光南東町内会だより」
・南町南町内会	会長 上坂 寛	「南町南町内会だより」
・緑親町内会	会長 板垣 洋一	「緑親たより」
・春光町内会	会長 平 秀明	「春光だより」
・共愛町内会	会長 菊地 富男	「共愛町内会ニュース」

## 「かけ橋」

町内会たより

# かけ橋

令和7年12月22日  
第159号  
発行 共和第二親睦町内会

役員・班長の皆さん1年間ありがとうございました

12月7日に4回目の役員・班長会議がありました。今年最後の会議なので、来年の新役員候補の皆さんも参加して行われました。1月の新年総会に向けて議事案の検討や各班からの要望・次年度の班会議の実施について話し合われました。早いもので今年度もあと数日となりました。役員・班長の皆様1年間ありがとうございました。



### 楽しかったね 子供会お楽しみ会(世代間交流)

12月21日に若葉福祉センターで子供会のお楽しみ会がありました。長寿会からも4名の方が参加してくださいました。みんなでクリスマスリースを作り、ビンゴゲームをして楽しみました。ビンゴの景品をもらって一人ずつ自己紹介をしたり、ケーキやみかんを食べながらおしゃべりをしたりと充実した交流ができました。忙しい中準備をしてくださった子供会の皆さん、ありがとうございました。



ビンゴゲーム、子供の1位は祐成君、大人の1位は新田さんでした。最後に美津さんがかわいいダンスを披露してくれました。



御協力 ありがとうございました！

**感謝①資源回収**  
皆さんのご協力によりたくさんの資源が回収できました。次回は2月2日です。長寿会の皆さん、寒い中お疲れさまでした。



**感謝②ゴミステーションの除雪**  
14日(日)午後から大雪になりました。溜った雪だるまの除雪は大変でした。ゴミステーションは、いつも利用している皆さんで協力して除雪していただいたり、ブルで回っていただいたりしたそうです。ありがとうございました。

**感謝③募金**  
赤い羽根共同募金・歳末助け合いのご協力ありがとうございました。集計振込が終了しました。詳細は後日報告があります。



新年総会 1月11日(日) 11時～ 緑西コミセン

※役員・班長さんは10時集合です。総会終了後は懇親会があります。

いろいろな色の募金金があるんだねえ！知らなかったわー

# 優秀賞

## 光南東町内会

### 「光南東町町内会だより」

# 光南東町内会だより

2025年10月4日

< 令和7年 >

No. 10

光南東町内会 庶務広報

最低気温が10°を下回る日がちらほらし、寒暖差も大きく秋らしくなってきました。体調を崩さないようくれぐれもご注意下さい。

## レクリエーション大会報告



9月28日(日) 9時から 最高気温25.0度と風もなく、せっここのレク日和のなか、61名(子ども8名含む)の参加があり、パークゲートゴルフとハンドパークを楽しみました。長期予報で9月も平年気温より高く推移するとの予報を基に前年より2週間ほど遅らせての開催で心配していましたが天候に恵まれました。



〔金田一会長 開会ごあいさつ〕



〔班対抗パークゲート：1班 近藤班長さん〕



〔親子で仲良く：2班 福田ファミリー〕



〔ハンドパーク：6班 木下ファミリー〕

# 優秀賞

# 新稲田町内会

## 「新稲田町内会だより」

### 新稲田町内会だより

令和7年7月10日  
発行責任者  
町内会会長  
細岡 和幸

#### 親睦野遊会「120名集い」焼肉に舌つづみ



公園境内懇親会参加者の皆さん

町内会の二大イベントの一つ野遊会が予定より一週間遅れの6月29日(晴天)に稲田第3児童公園で行われ、会員69世帯から120名の老若男女が稲田第3児童公園に集い焼肉に舌つづみを打ちながら冷たい生ビールで喉を潤し懇親を深めた。併せて、当日午前中に行われた親睦パークゴルフ大会には13名のパークゴルファーが参加し、軽く汗を流し日頃の腕を競い合い親睦を深めた。同時に歩こう会が行われ37名が、往復約3キロの散歩コース

で散歩を楽しみ、麦音(バン屋)で買い物を楽しんだ。この野遊会で、大勢の会員やご家族の皆さんが楽しい時間を過ごす事が出来たが、その陰には役員(班長)の労を惜しまない協力が有った事、併せて参加したくても参加出来なかった会員の想いを忘れては成らない。野遊会を通じて得られた会員相互の親睦の輪が更に広がる事が期待される一方、次年度以降の開催に向け、暑さ対策、後片付け等への課題が残った。



歩こう会参加の皆さん



パークゴルフ参加者の皆さん



新稲田長生会春の研修旅行に23名参加

6月25日(火)春の研修旅行が行われ、23名の会員が参加し、然別湖遊覧、弱が原高原、神田日勝記念館、音更道の駅、柳月音更製菓を大型バスでゆったり巡る楽しく記憶に残る日帰り旅行でした。長生会はこの旅行の他にも様々な楽しい事業を行っております。まだ未加入の皆さん是非入会され余生を楽しみませんか。入会ご希望の方は、太田長生会会長(090-3119-5840)まで連絡下さい。



新稲田町内会親睦盆踊り大会

8月23日(土)

稲田第3児童公園

盆踊り大会大会実行委

**今後のイベント紹介**

8月23日(土)恒例の夏祭り盆踊り大会が行われます。大勢の皆様参加をお待ちしております。

- \* こども盆踊り
- \* 一般盆踊り

模擬店(屋台)出店予定

- \* 焼き鳥の店
- \* 生ビールの店
- \* フランクフルト店
- \* ヨーヨー釣りコーナー
- \* 綿菓子店
- \* ソフトドリンク無料店
- \* かき氷の店

## 「南町南町内会だより」

### 南町南町内会だより [第5号]

回覧

令和7年10月10日  
発行 南町南町内会長  
責任者 上坂 寛

### 楽しく防災を学ぶ-防災講座ひらく-

9月28日(日)9:30から、共栄児童公園を会場に[防災講座]が開かれ、参加した31人の会員・家族が楽しく防災を学びました。

講座は遠藤庶務委員の司会ではじまり、上坂会長の挨拶の後、1つ目は帯広市役所危機対策課防災推進員上川登志郎様・危機対策係長小山内翔吾様より、南町中学校北側入口すぐ(体育館西側)に設置されている[自主防災倉庫][緊急貯水槽]について説明。現在中学校が工事中のため、現地確認は出来ませんが、パネルによる説明に熱心に聞き入っていました。



「防災倉庫」「貯水槽」の説明

2つ目は、防災倉庫に入っている資材のうち、[ポータブル発電機]と[担架]の取扱いについて、2組に分かれて交互に実施。それぞれ説明を受けた後、実際に動かしたり、組み立て・搬送等を経験しました。

3つ目は、役員会でも要望のあった、避難所で使う[ダンボールベッド]の組立。3組に分かれて同時進行で、組立と実際に

に寝てみるなどの経験をしました。

当日は天候も良く、説明する方も聞いたり実地訓練をされた方も多少汗だくでしたが、皆さん実地訓練はどれも初めての内容が多く、みんなで相談し合ったり、成功すると拍手したりなど、楽しく防災の一端を学びました。



「担架」を組み立て・搬送してみた

参加された皆さんのテキパキとしたご協力で、ほぼ時間通りに終了し、最後には、最近の災害の状況を反映し、防災や避難所のことなどに多くの質問がされました。



「ベッド」を組み立て寝てみた

日々[防災]を意識することは無理でも、こうした講座で見たり聞いたりやってみたことが、いざというときに自分のためにも他人のためにも役に立つのではないのでしょうか。

→講座の詳細は[別紙]の[回覧]で報告します。

### 公園の物置を整理しました

9月7日(日)役員・会員の有志11名で、老朽化していた共栄児童公園の物置の解体と物品の整理整頓を行いました。作業は1時間半ほどで終了し、物置内もスッキリしました。



▼蛸島さんの番間で物置を解体

▲一旦全部出して不用品を処分

▶作業中



◀夜の点灯時です

公園の街灯がLED化されました  
九月九日(火)共栄児童公園中央花壇の所の街灯が、市の作業によりLED化されました。これで防犯上も安心です。



# 帯広市民憲章

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗り越えて、その中心に平原のまち、帯広を拓きました。

わたしたちは、豊かな自然と、この地によって培われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。

- 1 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
- 1 あたたかい心もち、  
うるおいのあるまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、  
やすらぎのあるまちにしましょう。
- 1 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。

昭和 57 年 6 月 17 日制定